

# 三島市少量排出事業者用指定ごみ袋取扱店募集要領

(三島市事業系一般廃棄物処理手数料徴収事務等取扱者の募集要領)

平成30年6月

三島市環境市民部廃棄物対策課

## 1 はじめに

---

三島市（以下「市」という。）では、1回のごみ排出量（一般廃棄物に限る。）が10kg以下のいわゆる少量排出事業者が地域の集積所にごみを排出する場合、平成30年10月1日から少量排出事業者用指定ごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）を使用する必要があります。

市では、少量排出事業者の利便性を高めるため、指定ごみ袋の取扱店（以下「取扱店」という。）を募集します。取扱店には、市と委託契約を締結していただき、一般廃棄物処理手数料（販売価格）の徴収及び指定ごみ袋の交付（以下「指定ごみ袋の販売」という。）並びにそれらに付帯する事務を行っていただきます。

取扱店に応募される方におかれましては、本要領に記載された業務内容や申込みに関する手続き方法等を十分ご理解のうえ、円滑な業務の実施にご協力くださいますようお願い申し上げます。

## 2 業務概要

---

### (1) 指定ごみ袋の発注及び在庫管理

- ア 市への指定ごみ袋（箱単位）の発注
- イ 納品された指定ごみ袋の受領及び検品
- ウ 指定ごみ袋の適正な在庫管理

### (2) 指定ごみ袋の販売

- ア 一般廃棄物処理手数料（販売価格）の徴収及び指定ごみ袋の交付
- イ 領収書（レシートでも可）の発行
- ウ 一般廃棄物処理手数料の保管

### (3) 一般廃棄物処理手数料の納付

- ア 市への販売実績等報告書の提出
- イ 市への一般廃棄物処理手数料の納付

※詳細は「5 取扱店の業務内容」を参照してください。

## 3 募集方法

---

### (1) 募集対象

- ア 小売業に属する事業を営む者
- イ 上記に掲げるもののほか、市が適当と認める事業者や団体

### (2) 募集期間

随時募集します。

### (3) 業務委託期間

契約締結日から当該年度の末日（3月31日）まで

※ただし、期間満了日の1ヶ月前までに書面による契約解除の申し出が無いときは、さらに契約を1年間継続し、その後においても同様とします。

(4) 委託料

本業務を行っていただく取扱店には、指定ごみ袋1枚あたり3円（消費税及び地方消費税を含む。）の委託料を市から支払います。委託料は取扱店の販売実績に基づいて市が計算し、一般廃棄物処理手数料を市に納付していただく際に、委託料を差し引いた金額を市に納付していただきます。

(5) 資格要件

取扱店は、下記のアからコまでの全ての要件を満たしていることが必要です。

ア 市内に直接物品を販売するなどの店舗や事務所（以下「店舗等」という。）を有すること。

※他市町に存する店舗等のうち、日常的に三島市の事業者が利用していると認められる店舗等については、取扱店として契約する場合があります。

イ 5種類全ての指定ごみ袋を取り扱うことができること。

ウ 「5取扱店の業務内容」に規定する事項を市の指定する方法により、継続的かつ適正に行うことができること。

エ 「少量排出事業者制度」の趣旨を理解し、協力するものであること。

オ 市職員による立入調査等に対応できること。

カ 取扱責任者を選任できること。

キ 指定ごみ袋を適正に管理できる場所を有すること。

ク 暴力団と関係を有していないこと。

ケ 市税を滞納していないこと。

コ その他営業に関し、法令に違反した行がないこと。

(6) 提出書類

ア	三島市少量排出事業者用指定ごみ袋取扱店申込書【様式第1号】	◎必須書類
イ	三島市少量排出事業者用指定ごみ袋取扱店一覧【様式第2号】	複数の取扱店を申し込む場合
ウ	市税に滞納がないことの証明書（少量排出事業者用指定ごみ袋取扱店申込用） ※市税収納課に市税に滞納がないことの証明交付申請書を提出し、交付を受けて下さい。申請書類は、三島市のホームページからダウンロードできます。	◎必須書類
エ	法人または組合の登記簿謄本 ※個人の場合は住民票を提出してください。	◎必須書類

(7) 提出先（郵送可）

三島市環境市民部廃棄物対策課（清掃センター）

〒410-0000 三島市字賀茂之洞4703-94

電話 055-971-8993 FAX 055-971-8994

#### 4 委託契約の締結

---

ご提出いただいた書類に基づき、本市で資格要件を満たしているかの審査及び現地確認を行います。

それらの結果、申込者が資格要件を満たしていると認められた場合、結果を報告し、取扱店として委託契約を締結します。

<契約までの流れ>

申込書類の提出



市による書類審査・現地（取扱店）確認



審査結果の報告、委託契約書の締結

※委託契約した際は、その旨を告示し、市の広報誌やホームページ等で公表します。

#### 5 取扱店の業務内容

---

(1) 取扱店について

ア 指定ごみ袋を取り扱うことができる店舗等

指定ごみ袋を取り扱える店舗等は、申込みを行い、委託契約を締結した店舗等に限り、申込みした店舗等以外での取り扱いを希望される場合は、「三島市少量排出事業者用指定ごみ袋取扱店変更届出書【様式第3号】」及び「三島市少量排出事業者用指定ごみ袋取扱店一覧【様式第2号】」を市に提出してください。

イ 取扱い時間

指定ごみ袋の販売は、取扱店の営業時間を通して行うようお願いします。営業時間中に販売時間を制限することはできません。

ウ 従業員への研修

従業員に対し、業務内容や業務の流れを十分周知し教育してください。

(2) 指定ごみ袋の発注及び納品について

ア 発注先

「三島市少量排出事業者用指定ごみ袋発注書【様式第4号】」に必要事項を記入の上、下記までFAXまたはメールにて発注してください。電話での発注はできません。受付後、速やかに市より指定ごみ袋を納品します。

三島市環境市民部廃棄物対策課（清掃センター）
電話 055-971-8993
FAX 055-971-8994
メール haitai@city.mishima.shizuoka.jp

イ 発注単位

指定ごみ袋は、箱単位（1箱50組入り）で発注してください。

取扱店においては、全ての種類（5種類）の指定ごみ袋の販売をお願いします。

ウ 納品方法

指定ごみ袋の納品は市職員が行います。その際は、立ち合いをしていただき、発注内容と納品内容に相違が無いか確認し、相違が無い場合は受領書に押印またはサインをお願いします。また、納品書は適正に保管するようお願いします。

(3) 指定ごみ袋の販売について

ア 指定ごみ袋の種類と一般廃棄物処理手数料の金額（販売価格）は次のとおりです。

種類	販売価格	販売単位	発注単位
10 リットル相当 U形ガゼット袋 (取手・ベロ付き)	200円/組	1組 (10枚入り)	1箱 (50組入り)
20 リットル相当 U形ガゼット袋 (取手・ベロ付き)	400円/組		
30 リットル相当 U形ガゼット袋 (取手・ベロ付き)	600円/組		
45 リットル相当 U形ガゼット袋 (取手・ベロ付き)	900円/組		
45 リットル相当 平袋 (ボトムシール)	900円/組		

イ 一般廃棄物処理手数料の金額（販売価格）は条例により定められているため、値引き販売や景品等として無料配布することはできません。

ウ 販売単位は、1組（10枚入り）とし、ばら売り（1枚売り）はできません。

エ 一般廃棄物処理手数料の金額（販売価格）は内税です。消費税を別途徴収することはできません。

オ 5種類全ての指定ごみ袋を販売してください。

カ 指定ごみ袋の販売後に購入した方から不良品の申し出があった場合は、確認のうえ交換してください。不良品は市が回収しますので必ず保管しておいてください。ただし、不良品以外の事由による返品や交換はできません。

キ 指定ごみ袋の適正な管理を怠ったことにより、汚損、破損等が発生した場合は、指定ごみ袋の販売単位ごとに、当該指定ごみ袋の販売価格に相当する額を損害額として市にお支払いしていただきます。

ク 不適正な管理により、指定ごみ袋の販売にかかる現金を亡失した場合は、直ちに事

故報告書を作成し、市に提出してください。この場合、民法上の債務不履行等による損害賠償責任を負うことになります。

ケ 取扱店は、市に代わって一般廃棄物処理手数料を徴収しているため、指定ごみ袋の販売により得られた金額を課税売上として計上する必要はありません。ただし、市から取扱店へ支払う委託料は、課税売上として計上する必要があります。

(4) 一般廃棄物処理手数料の納付について

毎月末日を締め日として、「三島市少量排出事業者用指定ごみ袋販売実績等報告書【様式第5号】」を作成し、翌月10日までに市にFAXまたはメール送付してください。送信先は、指定ごみ袋の発注時と同じです。

その後、市において、販売実績に基づいた一般廃棄物処理手数料と委託料を計算し、手数料から委託料を差し引いた金額（以下「納付金額」という。）の請求書と納付書をお送りしますので、市の指定する期日までに納付してください。振り込みでの納付を希望する場合は、振込手数料は取扱店の負担となります。

なお、納付金額の請求は、原則、毎月行いますが、特別な理由があり、市がそれを認めた場合は、四半期毎または半期毎の請求に変更する場合があります。

(5) 取扱店の変更について

取扱店が変更（増加または減少を含む）になった場合は、「三島市少量排出事業者用指定ごみ袋取扱店変更届出書【様式第3号】」及び「三島市少量排出事業者用指定ごみ袋取扱店一覧【様式第2号】」を市に提出してください。

なお、様式第2号の提出は、取扱店が複数ある場合に限ります。

## **6 契約の解除について**

---

廃業等の特別な理由により契約を解除する場合は、解約日の1ヶ月前までに書面による契約解除の申し出を行ってください。

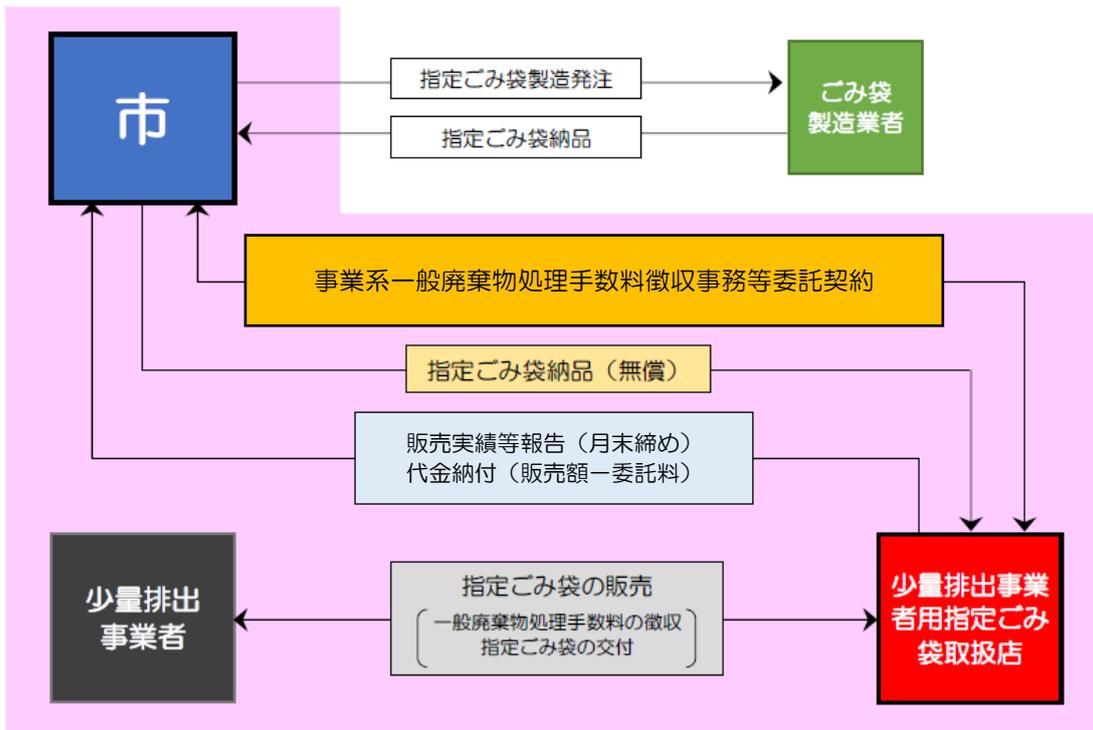
また、解約日までの販売実績等を「三島市少量排出事業者用指定ごみ袋販売実績等報告書【様式第5号】」により報告してください。解約日までの納付金額の請求書と納付書を送付しますので、市の指定する期日までに納付してください。

## **7 本要領に定めのない事項の決定**

---

本要領に定めのない事項又は事務の遂行にあたり疑義が生じた事項については、委託者と受託者との協議により定めることとします。

＜参考＞ 業務内容のイメージ図



(様式第1号)

三島市少量排出事業者用指定ごみ袋取扱店申込書

年 月 日

三島市長 あて

住 所  
(所在地)  
申込者 氏 名  
〔名称及び  
代表者氏名〕  
⑩

三島市少量排出事業者用指定ごみ袋取扱店を次のとおり申し込みます。

店舗等の名称			
店舗等の所在地	〒		
店舗等の事業内容			
取扱責任者	(役職)	(氏名)	
連絡先	電話番号	FAX番号	
	メールアドレス		
営業時間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分		
休業日	毎週 曜日 ・ 毎月第 曜日 ・ 年中無休 その他 ( )		

<添付書類>

- (1) 三島市少量排出事業者用指定ごみ袋取扱店一覧(様式第2号) ※複数の店舗を有する場合のみ
- (2) 三島市発行の納税証明書(少量排出事業者用指定ごみ袋取扱店申込用)
- (3) 法人または組合登記簿謄本 ※個人の場合は住民票

(様式第2号)

三島市少量排出事業者用指定ごみ袋取扱店一覧

1	店舗等の名称			
	店舗等の所在地		〒	
	店舗等の事業内容			
	取扱責任者		(役職) (氏名)	
	連絡先	電話番号		FAX番号
		メールアドレス		
	営業時間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分		
休業日	毎週 曜日 ・ 毎月第 曜日 ・ 年中無休 その他 ( )			
2	店舗等の名称			
	店舗等の所在地		〒	
	店舗等の事業内容			
	取扱責任者		(役職) (氏名)	
	連絡先	電話番号		FAX番号
		メールアドレス		
	営業時間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分		
休業日	毎週 曜日 ・ 毎月第 曜日 ・ 年中無休 その他 ( )			
3	店舗等の名称			
	店舗等の所在地		〒	
	店舗等の事業内容			
	取扱責任者		(役職) (氏名)	
	連絡先	電話番号		FAX番号
		メールアドレス		
	営業時間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分		
休業日	毎週 曜日 ・ 毎月第 曜日 ・ 年中無休 その他 ( )			

(様式第3号)

三島市少量排出事業者用指定ごみ袋取扱店変更届出書

年 月 日

三島市長 あて

住 所  
(所在地)  
届出者 氏 名 ㊟  
(名称及び  
代表者氏名)

三島市少量排出事業者用指定ごみ袋取扱店を変更したいので、次のとおり届け出ます。

店舗等の名称			
店舗等の所在地	〒		
店舗等の事業内容			
取扱責任者	(役職) (氏名)		
連絡先	電話番号	FAX番号	
	メールアドレス		
営業時間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分		
休業日	毎週 曜日 ・ 毎月第 曜日 ・ 年中無休 その他 ( )		

※ 変更後の取扱店について記入してください。

※ 取扱店が複数ある場合は、少量排出事業者用指定ごみ袋取扱店一覧(様式第2号)を添付してください。

(様式第4号)

三島市少量排出事業者用指定ごみ袋発注書

年 月 日

発注先：三島市廃棄物対策課（清掃センター）

FAX：055-971-8994

メール：haitai@city.mishima.shizuoka.jp

取扱店の名称			
取扱責任者		担当者	
電話番号			

三島市少量排出事業者用指定ごみ袋を次のとおり発注します。

種類	発注単位	発注数量
10リットル相当 U形ガゼット袋（取手・ベロ付き）	1箱 (50組入り)	箱
20リットル相当 U形ガゼット袋（取手・ベロ付き）	1箱 (50組入り)	箱
30リットル相当 U形ガゼット袋（取手・ベロ付き）	1箱 (50組入り)	箱
45リットル相当 U形ガゼット袋（取手・ベロ付き）	1箱 (50組入り)	箱
45リットル相当 平袋（ボトムシール）	1箱 (50組入り)	箱

(様式第5号)

三島市少量排出事業者用指定ごみ袋販売実績等報告書

年 月 日

報告先：三島市廃棄物対策課（清掃センター）

FAX：055-971-8994

メール：haitai@city.mishima.shizuoka.jp

取扱店の名称			
取扱責任者		担当者	
電話番号			

年 月分の三島市少量排出事業者用指定ごみ袋の販売実績等を次のとおり報告します。

種類	発注（納品）数	販売数
10リットル相当 U形ガゼット袋 （取手・ベロ付き）	箱	箱組
20リットル相当 U形ガゼット袋 （取手・ベロ付き）	箱	箱組
30リットル相当 U形ガゼット袋 （取手・ベロ付き）	箱	箱組
45リットル相当 U形ガゼット袋 （取手・ベロ付き）	箱	箱組
45リットル相当 平袋 （ボトムシール）	箱	箱組
販売数 合計		箱組